会議の名称	令和元年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	午後2時から令和元年9月25日(水)午後4時00分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1)第39号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第40号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(期間) (4)第42号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5)第43号議案 非農地証明について (6)報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について (7)報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出について (8)報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (8)報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9)報告第43号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10)報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について (10)報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会

	1 令和元年第9回本庄市農業委員会総会議事日程
配付資料	2 令和元年第9回本庄市農業委員会総会議案
	3 令和元年第9回総会事務局連絡事項

主管課

農業委員会事務局

議 事 録

	会議の経過
発言者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただ
	きます。
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から令和元年第9
	回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいた
	します。
田端会長	皆さまこんにちは。8月28日に農業委員・農地最適化推進委員研修会が
	ありましたが、今風と言いますか、ユニークな研修で、こういう会議の進め
	方もあるのかと、大変勉強になりました。
	また、18日に共和地区の農地中間管理事業の担い手会議もありました。
	地区の委員、推進委員には、ご協力いただき大変ありがとうございました。
	今月もたくさん案件がありますが、よろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農
	業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過
	半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日
	の総会は、在任委員44名中44名の出席となっておりますので、総会が成
	立しておりますことをご報告いたします。
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に
	より、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。
	私から指名させていだくことに、ご異議ありませんか。
	(異議なし、の声)
	それでは、本日は6番塩原委員及び7番茂木悟委員に議事録署名委員をお
	願いいたします。
	また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。
	次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに

	採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告5
	件であります。
	まず、第39号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上
	程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第39号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。
	第39号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申
	請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容
	ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求
	めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となり
	ます。その内訳は、売買による所有権移転1件及び贈与による所有権移転1
	件でございます。
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地
	法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率
	利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、
	農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、
	本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調
	和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農
	地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととな
	っております。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、四方田地内の田1筆、面積は記載
	のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。
	地区担当は、浅見委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページにな
	ります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	9番浅見が報告させていただきます。9月22日、鯨井推進委員と聞き取
	り及び現地確認をしました。3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請
	地は本庄早稲田駅から西に1kmぐらいの場所にある、整備された農地です。

	受人が以前から借りていた農地を購入することになったそうです。
	受人の農業従事者数は3人で、農業従事日数は300日です。受人の農機
	具所有状況を確認したところ、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2
	台を所有しており経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。
	申請地には、米、麦を作付けしたいということです。皆さまの慎重審議よろ
	しくお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は
	記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり
	です。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、4ペー
	ジになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	整理番号2について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	12番永尾が報告します。今回は7月の総会で許可になった案件の追加と
	なります。9月22日に武政推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。
	7月の案件と同様、父から子へ贈与となります。受人の農業従事者数は本人
	を含め3人で、農業従事日数は250日です。受人の農機具所有状況を確認
	したところ、トラクター2台を所有しており経営農地にて農業経営を充分行
	えることを確認しました。申請地には、米を作付けしたいということです。
	皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。

次に、第40号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説 明願います。

事務局長

第40号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。

第40号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、6ページから9ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、26件です。田19筆、畑22筆、面積合計59, 025㎡の利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、武政委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(退席後)

第40号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第40号議案については、原案のとおり決定いたしました。

事務局に申し上げます。武政委員の復席をお願いします。

(復席)

次に、第41号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明 願います。

事務局長

第41号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。

第41号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、11ページから14ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、26件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田23筆、畑13筆の面積合計58, 011㎡でございます。

本議案の決定の要件としましては、第40号議案と同様でして、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

議長

第41号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいた します。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり決 定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第41号議案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第42号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。

6

	第42号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉
	県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案
	申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、
	別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、16ページから18ページをご覧ください。申請件
	数は、22件で、使用貸借権3件、所有権移転4件及び賃借権15件でござ
	います。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑2筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅
	用地です。用途地域は、指定なしです。令和元年8月26日付けで農振農用
	地区域から除外されています。地区担当は、坂爪委員でございます。
	申請地は、19ページをご覧ください。5-1については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10~クタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1
	種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住
	宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は
	業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に
	なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申
	請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	18番坂爪が報告します。9月24日、黒沢推進委員、新井推進委員と現
	地確認と申請人から聞き取りを行いました。19ページ5-1の地図をご覧
	ください。申請地は国道462から北にあり、近辺には既に住宅が建てられ
	ております。青地でしたが、除外申請を経て今回の申請に至ったそうです。
	申請事由は分家住宅です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。
	皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号2の説明を事務局より説明願います。 事務局長 整理番号2を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積 は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住 宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田 端会長でございます。 申請地は、20ページをご覧ください。5-2については、第1種中高層 住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種 農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の 不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないもの と思われます。以上でございます。 整理番号2について、私から報告いたします。9月22日、倉林永次推進 議長 委員と現地確認と申請人から聞き取りを行いました。20ページ5-2の地 図をご覧ください。申請地は第1種中高層住居専用地域で、周辺は住宅が多 く建ち並んでいます。申請地は一部に長ネギが作付けされておりましたが、 親の土地に自己用住宅を建て、親の近くに住むそうです。転用に当たっては 特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号3についてですが、次の整理番号4と受人、権利区分及び

転用目的が同一であり、申請地についても道を挟んでの隣接地であることか ら、整理番号3及び4を一括して審議します。事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号3及び整理番号4を一括で説明いたしますので、16ページをご 覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内 の畑7筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事 由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、 前原委員でございます。

申請地は、21ページ及び22ページをご覧ください。5-3及び5-4 については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が

	10~クタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種
	農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請
	事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になり
	ますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不
	許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと
	思われます。以上でございます。
議長	整理番号3番及び4番について、前原委員の報告をお願いいたします。
前原委員	3番前原が報告いたします。整理番号3と4については、同じ事業計画の
	ため、一度に説明をします。 9月23日に久米推進委員と現地確認及び聞き
	取り調査をしました。 21ページ5-3の地図と22ページ5-4の地図を
	ご覧ください。申請地は、南側は○○○○○、東、北側は○○○○に挟ま
	れた場所にあり、整理番号3番、4番は、現在使用されておりませんが、細
	い道を挟んで隣接しております。
	申請事由は太陽光発電施設用地で、農地として利用するには、水の便が悪
	く、遊休農地となりつつあり、転用に当たっては特に問題はないと思われま
	す。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号3番、4番の許可申請について、
	許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号5の説明を事務局より説明願います。
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施
	設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございま
	す。
	申請地は、23ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
ĺ	

申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま

	す。
 議長	^ °
吉田委員	15番吉田が報告いたします。9月24日、鈴木良美推進委員と現地確認
	と申請人から聞き取り調査を行いました。23ページ5-5の地図をご覧く
	ださい。申請地は、傾斜のある農地です。隣接地は竹林や太陽光があります。
	申請事由は太陽光発電用地です。周辺農地への支障の恐れもないかと思いま
	 す。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	<u>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</u>
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、若泉3丁目地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅
	用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定
	区域となっています。地区担当は、細野会長代理でございます。
	申請地は、24ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま 、
	す。
議長	整理番号6について、細野会長代理の報告をお願いいたします。
細野会長代理	1番細野が報告します。9月22日、吉岡推進委員と現地確認と渡人から
	聞き取りを行いました。24ページ 5-6の地図をご覧ください。 中誌地は、オグ南側が声様化区域となっております。中誌東中は長屋住宅
	申請地は、すぐ南側が市街化区域となっております。申請事由は長屋住宅 用地で、西側の土地と一帯利用するということです。西側の土地は宅地とな
	/
	うくわりより。同題は七地に進んくわり、転用に当たりでは特に问題はない と思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
时处人	

それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号7について事務局より説明を求めます。 整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山玉堂地内の畑2筆、面積に記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区租当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当さず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、中請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 ・ 「整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。以上でございます。 ・ 「を担訴の事務を告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。間き取りについては、代理人からの問き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
とすることに、ご異離ございませんか。 (異議なし、の声) ご異識ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。 申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしまし。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。以上でございます。 「各番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。関き取りについては、代理人からの関き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○○○○ はに100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異識ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		(なし、の声)
(異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に整理番号7について事務局より説明を求めます。 整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、而積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5−7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 進展委員 「整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。以上でございます。 関き取りについては、代理人からの関き取りとなりました。25ページ5−7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お豁りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当
ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号7について事務局より説明を求めます。 整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。6番塩原が報告します。9月21日、戸塚権進委員と現地確認と関き取りを行いました。関き取りについては、代理人からの関き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。(なし、の声)それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議なし、の声)ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		とすることに、ご異議ございませんか。
 次に整理番号7について事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審在する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 職長 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と関き取りを行いました。間き取りについては、代理人からの問き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。(なし、の声)それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議なし、の声)ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び 		(異議なし、の声)
事務局長 整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王党地内の畑2筆、而積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成する立とができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 名番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と関き取りを行いました。関き取りについては、代理人からの関き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
(住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5−7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を使することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 虚原委員 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と問き取りを行いました。間き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5−7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。(なし、の声)それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議なし、の声)ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		次に整理番号7について事務局より説明を求めます。
載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 変理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び	事務局長	整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の
地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 変理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、山王堂地内の畑2筆、面積は記
域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。 申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内 農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替 えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○ から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 繁理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用
申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内 農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区
農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 *** ** ** ** ** ** ** ** **		域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。
ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。関き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内
えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 「審集原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声)それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 6番塩原が報告します。 9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。 間急取りについては、代理人からの関き取りとなりました。 25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 議長 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。関き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
まで、 「では、お諮りいたします。を理番号 7 について、塩原委員の報告をお願いいたします。 「ないました。関き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。 2 5ページ5 - 7 の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 後理番号 7 について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号 7 の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号 8 についてですが、次の整理番号 9 と受人、権利区分及び		当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
議長 整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。 塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
塩原委員 6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取りを行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		す。
を行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。 25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北 に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。 申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われ ます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び	議長	整理番号7について、塩原委員の報告をお願いいたします。
25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声)それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び	塩原委員	6番塩原が報告します。9月21日、戸塚推進委員と現地確認と聞き取り
に100メートル入ったところにあります。住宅街の一角になっております。 申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		を行いました。聞き取りについては、代理人からの聞き取りとなりました。
申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇から北
ます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		に100メートル入ったところにあります。 住宅街の一角になっております。
議長 整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		 申請事由は自己用住宅用地です。転用に当たっては特に問題はないと思われ
(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		 ます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び	議長	整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		(なし、の声)
(異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		│ │ それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当│
ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		とすることに、ご異議ございませんか。
次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		
次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9と受人、権利区分及び		 ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
		 同一工事による資材置場としての一時転用であることから、整理番号8及び
9を一括して審議します。事務局より説明を求めます。		 9を一括して審議します。事務局より説明を求めます。

整理番号8及び整理番号9を説明いたしますので、17ページをご覧くだ 事務局長 さい。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の田 2筆及び牧西地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権 です。申請事由は、資材置場用地及び現場事務所の一時転用です。用途地域 は、指定なしです。地区担当は、小川委員でございます。 埼玉県発注の河川工事の受注に伴い、資材置場用地及び現場事務所として、 一時借用するため許可申請となったものです。 申請地は、26ページ及び27ページをご覧ください。5-8及び5-9 については、資材置場用地及び現場事務所の一時転用であり、一時転用につ いては、農用地区域内農地であっても許可することができることとされてお ります。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的 に供されることが確実と認められるときは、許可されることになりますが、 工事終了後、速やかに原状に復し、返還すると記載されており、その農地の 復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われます。 また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りに おいて、ないものと思われます。以上でございます。 議長 整理番号8及び9について、小川委員の報告をお願いいたします。 小川委員 2番小川よりご説明させていただきます。9月24日に齋藤推進委員と現 地確認をしました。26ページ5-8と27ページ5-9の地図をご覧くだ さい。申請地は、元小山川沿いにあり、河川工事のため、資材置場として、 一時転用ということです。工事完了後は、元の農地に戻すため、転用に当た っては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいた します。 整理番号8及び9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいた 議長 します。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号8及び9の許可申請について、許 可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に整理番号10について事務局より説明を求めます。 整理番号10を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人 事務局長 の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島6丁目地内の畑2筆及田 2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、現 場事務所及び車両置場用地の一時転用です。用途地域は、指定なしです。都

市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、茂木悟 委員でございます。 申請地に隣接する工場の新築工事の受注に伴い、現場事務所及び車両置場 用地として、一時借用するため許可申請となったものです。 申請地は、28ページをご覧ください。5-10については、現場事務所 及び車両置場用地の一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農 地であっても許可することができることとされております。また、一時転用 は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と 認められるときは、許可されることになりますが、工事終了後、速やかに原 状復旧を行うとの記載があり、その農地の復元性が認められることから、本 申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該 当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。 以上でございます。 議長 整理番号10について、茂木悟委員から報告をお願いいたします。 茂木悟委員 7番茂木よりご説明させていただきます。9月19日に亀田推進委員と現 地確認をしました。28ページ5-10の地図をご覧ください。申請地は、 国道17号沿いにあり、今回の申請は、申請地の隣接地が建替え工事のため、 資材置場、現場事務所に利用したいということです。工事完了後は、元の農 地に戻す一時転用のため、転用に当たっては特に問題はないと思われます。 皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 議長 整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま す。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相 当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号11の説明を事務局より説明願います。 事務局長 整理番号11を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人 の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑 1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、 自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当 は、宮部委員でございます。 申請地は、29ページをご覧ください。5-11については、第1種低層

住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種

	農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の
	不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないもの
	と思われます。以上でございます。
議長	整理番号11について、宮部委員から報告をお願いいたします。
宮部委員	11番宮部よりご説明させていただきます。9月21日に田島推進委員と
	現地確認をしました。29ページ5-11の地図をご覧ください。申請地は、
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	回の申請は、自己用住宅用地です。周辺は住宅が建ち並び転用に当たっては
	特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号11について、他にご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相
	当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号12から整理番号22についてですが、受人が同一で、権
	利区分及び転用目的も同じであることから、整理番号12から整理番号22
	を一括して審議します。事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号12から整理番号22を一括で説明しますので、17ページ及び
	18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請
	地は、字なし地内の田6筆及び畑7筆、傍示堂地内の田5筆、牧西地内の田
	2筆及び畑6筆で、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、賃借権
	です。申請事由は、送電線鉄塔建替工事用地の一時転用です。用途地域は、
	指定なしです。地区担当は、整理番号12から整理番号18までは、細野会
	長代理で、整理番号19から整理番号22については、小川委員でございま .
	す。
	電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画については、
	農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者の行う送電用電
	気工作物等の設置又はこれら工作物等を設置するために必要な道路の敷地に
	供する農地の転用の許可は要しないとされていますが、今回の案件は、送電
	線鉄塔建替工事に伴う工事用地として、一時借地するため、許可申請となっ
	たものです。
	申請地は、30ページから40ページをご覧ください。いずれも、送電線
	鉄塔建替工事に伴う工事用地としての一時転用となります。一時転用については、開田地区は中間地では、できまます。
	─ ては、農用地区域内農地であっても許可することができることとされており

	ます。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に
	供されることが確実と認められるときは、許可されることになりますが、エ
	事が完了次第、農地に原状回復して返還するとの事業計画書が提出されてお
	り、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるもの
	と思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を
-344 III	審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	まずは、整理番号12から整理番号18までについて、細野会長代理の報
	告をお願いいたします。
細野会長代理	1番細野よりご説明させていただきます。整理番号12から18について
	は、同じ事業計画のため、一度に説明をします。9月24日に細野林之助推
	進委員と現地確認をしました。 30 ページ $5-12$ の地図から、 36 ペー
	ジ 5-18の地図をご覧ください。申請事由が送電線鉄塔建替用地のため、
	申請地は、現在鉄塔が建っている場所の隣接地となります。
	本庄北部土地改良区内の農地ですが、工事完了後に、現状に戻す一時転用
	です。申請事由が公共性の高いものであり、一時転用のため、転用に当たっ
	ては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたし
	ます。
議長	続きまして、整理番号19から整理番号22について、小川委員の報告を
	お願いいたします。
小川委員	2番小川よりご説明させていただきます。整理番号19から22について
	は、同じ事業計画のため、一度に説明をします。9月24日に齋藤推進委員
	と現地確認をしました。 37 ページ $5-19$ の地図から、 40 ページ 5
	-22の地図をご覧ください。申請事由が送電線鉄塔建替用地のため、申請
	地は、現在鉄塔が建っている場所の隣接地となります。本庄北部土地改良区
	内の農地ですが、工事完了後に、現状に戻す一時転用です。申請事由が公共
	性の高いものであり、一時転用のため、転用に当たっては特に問題はないと
	思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号12から整理番号22について、ご質疑がありましたらお願いい
	たします。
	(なし、の声)
	│ それでは、おはかりいたします。整理番号12から整理番号22の許可申
	 請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、第43号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局よ

	り説明願います。
事務局長	第43号議案を説明いたしますので、議案書41ページをご覧ください。
	第43号議案 非農地証明について、ご説明申し上げます。
	本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農
	地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないこ
	とを証明したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、
	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別
	紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本
	日提出、会長。
	申請内容については、42ページをご覧ください。提出件数は、5件でご
	ざいます。
	先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。
	農地とは、農地法第2第1項により、耕作の目的に供される土地をいいま
	すが、農地に該当するか否かの判断については、国(農林水産省)が、事務
	処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定
	しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する
	取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査
	において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の
	所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会に
	おいて農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されておりま
	す。
	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人
	力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地)であって、農業的利用
	を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地に
	ついて、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。
	ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための
	物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であ
	って、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継
	続して利用することができないと見込まれる場合となっております。
	今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出さ
	れたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当する
	か否かの判断を行うものでございます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、42ページをご覧ください。申請人の

	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の田1筆で、面積は記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。
	申請地は、43ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振
	農用地区域内の農地ではなく、砂防ダムのすぐ下流に位置し、長い間耕作さ
	れておらず、雑木等が茂り湿地となっている状況から、農地に復元するため
	の物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われます。以上
	でございます。
議長	整理番号1について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	整理番号1番について、15番吉田より報告させていただきます。9月
	24日に鈴木推進委員と現地確認をしました。43ページの地図をご覧くだ
	さい。現地は砂防ダム堰堤のふもとにあり、大雨などがあると、せっかく耕
	作をしても、流されてしまうような農地です。そのため、申請人宅からは近
	いものの、耕作ができない状態のほうが多く、現在は、山林と一体となって
	おります。
	農地として、再生は難しく、非農地として証明をして問題ないかと思いま
	 す。皆様の慎重審議よろしくお願いします。
議長	整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、おはかりいたします。整理番号1の非農地証明について、農地
	でないことを証明することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決定しました。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、42ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆で、面
	積は記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。
	申請地は、43ページをご覧ください。当該申請地につきましては、整理
	番号1と同様に、農振農用地区域内の農地ではなく、砂防ダムのすぐ下流に
	位置し、長い間耕作されておらず、雑木等が茂り湿地となっている状況から、
	農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するもの
	と思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	整理番号2番について、15番吉田よりご説明させていただきます。9月
	24日に鈴木推進委員と現地確認をしました。43ページの地図をご覧くだ
	さい。こちらも、整理番号1と同じく、現地は砂防ダム堰堤のふもとにあり、

	現地は沢地しみ。ております。 曹地しして 再件は難しく 北曹地しして記
	現地は湿地となっております。農地として、再生は難しく、非農地として証
	明をして問題ないかと思います。皆様の慎重審議よろしくお願いします。
議長	整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、おはかりいたします。整理番号2の非農地証明について、農地
	でないことを証明することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決定しました。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、42ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆で、面
	積は記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。
	申請地は、43ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振
	農用地区域内の農地ではなく、雑木が茂り、道路に挟まれた三角地の僅かな
	面積で、隣接地も山林であることから、その土地を農地として復元しても継
	続して利用することができないと認められる場合に該当するものと思われま
	す。以上でございます。
議長	整理番号3について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	整理番号3番についても、15番吉田よりご説明させていただきます。9
	月24日に鈴木推進委員と現地確認をしました。43ページの地図をご覧く
	ださい。こちらは、面積も非常に小さく、現地は山林と隣接しており、境界
	も不鮮明です。農地として、再生は難しく、非農地として証明をして問題な
	いかと思います。皆様の慎重審議よろしくお願いします。
議長	整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、おはかりいたします。整理番号3の非農地証明について、農地
	でないことを証明することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決定しました。
	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、42ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆で、面
	 積は記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。
	申請地は、44ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振
	農用地区域内の農地ではなく、長い間耕作されておらず、南側の山林と一体
1	<u> </u>

	ルル フ国国は山井しみ、マンス投洞でもファしかと 典地に復二十てもめ					
	化し、又周囲は山林となっている状況であることから、農地に復元するための物理的な多供整備が著しく困難な担合に拡火するよのも思われます。					
	の物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われます。以上					
-2/6 🖂	でございます。					
議長	整理番号4について、吉田委員の報告をお願いいたします。					
吉田委員	整理番号4番についても、15番吉田よりご説明させていただきます					
	月24日に鈴木推進委員と現地確認をしました。44ページの地図をご覧く					
	ださい。こちらは、縦長の傾斜地でございます。					
	申請者の先代の頃は桑畑でした。養蚕業をやる農家もいなくなり、現地は					
	竹林に侵食され、山林と一体化となっております。農地として、再生は難し					
	く、非農地として証明をして問題ないかと思います。皆様の慎重審議よろし					
	くお願いします。					
議長	整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。					
	(なし、の声)					
	それでは、おはかりいたします。整理番号4の非農地証明について、農地					
	でないことを証明することに、ご異議ございませんか。					
	(異議なし、の声)					
	ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決定しました。					
	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。					
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、42ページをご覧ください。申請人の					
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑1筆で、面					
	積は記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。					
	申請地は、45ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振					
	農用地区域内の農地ではなく、崖状の土地で、長い間耕作されておらず、雑					
	木等が茂っており、入り口もない状況であることから、農地に復元するため					
	の物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われます。以上					
	でございます。					
議長	整理番号5について、坂本委員の報告をお願いいたします。					
坂本委員	整理番号5番について、17番坂本よりご説明させていただきます。9月					
	19日に推進委員と現地確認をしました。45ページの地図をご覧ください。					
	地図上では、住宅と隣接しておりますが、入り口もなく、傾斜地というより					
	も、崖となっております。登って立ち入るのも困難な状態です。					
	現地は、山林と一体化しており、農地として、再生は難しく、非農地とし					
	て証明をして問題ないかと思います。皆様の慎重審議よろしくお願いします。					
議長	整理番号5について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。					
	(なし、の声)					

	フルベル よいよくりいとします 動理乗りこの仕事いまのについて 事い
	それでは、おはかりいたします。整理番号5の非農地証明について、農地
	でないことを証明することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決定しました。
	以上で、議案審議を終了いたします。
	続きまして、報告に入ります。
	まず、報告第40号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第40号を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。
	報告第40号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条
	の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3
	条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。
	届出内容については、47ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出な
	ければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	│ │ 次に、報告第41号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第41号を説明いたしますので、議案書48ページをご覧ください。
	報告第41号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地
	│ │法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会
	 事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。
	 本日提出、会長。
	│ │ 届出内容については、49ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	 です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ
	 農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による
	届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第42号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第42号を説明いたしますので、議案書50ページをご覧ください。
	報告第42号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地
	法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会
	事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。
	本日提出、会長。
	本日に出、云と。 届出内容については、51ページ及び52ページをご覧ください。専決処。
	分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、
	所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県

	知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でござ						
	います。						
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。						
	次に、報告第43号を事務局よりお願いします。						
事務局長	報告第43号を説明いたしますので、議案書53ページをご覧ください。						
	報告第43号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告につい						
	て、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出され						
	で報告するものでございます。本日提出、会長。						
	報告書の提出件数は、3件で、その報告書が54ページから62ページの						
	とおりとなっております。						
	農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認						
	められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための						
	要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となってお						
	ります。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていること						
	が必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業						
	委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。						
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。						
	次に、報告第44号を事務局よりお願いします。						
事務局長	報告第44号を説明いたしますので、議案書63ページをご覧ください。						
	報告第44号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第						
	18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、						
	同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございま						
	す。本日提出、会長。						
	賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。その通知内容は、6						
	4ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地						
	法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場						
	合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければな						
	らないという規定による通知でございます。以上でございます。						
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。						
	以上で、報告を終了いたします。						
	皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。						
	ありがとうございました。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。						
	(事務局説明)						

閉会		

	令和元年第9	回本庄市	農業委員	会総会	会出・欠席者名簿	 拿	
開催日		令和元年9月25日(水)					
開催場所		本庄市役所 大会議室					
開会時刻		午後2時	午後2時				
	 閉会時刻		 宇				
		田端語					
			· 安文				
 議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況	
1	細野 俊文	<u></u> 出席	有有八	** =	 齋藤 好幸	 出席	
2	小川 忠	出席		藤田	久米 正夫	出席	
3	前原 喜夫	出席		ル エ	福島	出席	
4	茂木 伸夫	出席		仁手	八木 弘	出席	
5	坂上 佳久	出席		<u>т</u> н	戸塚 毅	出席	
6	塩原 廣一	出席	0	旭	亀田 伸一郎	出席	
7	茂木 悟	出席	0		飯島 和憲	出席	
8	立石 勝義	出席		北泉	鯨井 雅吏	出席	
9	浅見 精治	出席		1	笠原 正一	出席	
10	鈴木 広子	出席			田島 勇扇	出席	
11	宮部 延一	出席		児玉	武政 恒雄	出席	
12	永尾 路子	出席			倉林 永次	出席	
13	田端講一	出席		金屋	鈴木 良美	出席	
$\frac{10}{14}$	清水 茂則	出席		<u> </u>	奥原 定雄	出席	
15	吉田 功	出席			清水 文夫	出席	
$\frac{16}{16}$	福田光男	出席		秋平	福島清次	出席	
$\frac{10}{17}$	坂本 静枝	出席			間正始	出席	
18	坂爪裕	出席			倉林 正	出席	
19	<u>後</u> 池田 稔	出席		本泉	木村 文子	出席	
19	細野 林之助	出席		<u> </u>		出席	
本庄	吉岡 昭			 共和		_	
虚田		出席		共和 	新井明夫	出席	
藤田	<u> 内田 徳晃 </u>	出席			齊藤 勇	出席	
説明貞							
局提大學	务局長 長補佐兼庶務係長 也係長 务係主査 也係主任 也係主事補 竟産業課産業係主事 寺職員	高山 飯川 飯川 新 新 十 林 一 青 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	崇 紘 子				
書記							
農地	也係長	飯島	崇				